

最高裁第3回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に
対する意見書

2009年(平成21年)9月17日

日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月10日に公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(以下「第3回報告書」という。)について、当連合会の意見を述べる。

第1 はじめに

- 1 第3回検証作業の第一の特徴は、民事裁判に関する地方裁判所第一審訴訟事件に関する統計データによる分析、裁判官ヒアリングの結果、各種文献に加え、全国13ヶ所で開催した弁護士ヒアリングの結果等から、長期化要因について、より実証的な分析・検討が行われたことである。第二の特徴は、新たに家事事件について分析が行われ、終局までに時間を要する事件類型として遺産分割事件に言及されたことである。
- 2 刑事事件に関しては、既に迅速化は達成されたとされていたが、今回の検証でもこの点が裏付けられており、今回の検証作業は、公判前整理手続を中心とした審理状況の分析に力点がおかれている。
- 3 今後の基本方針について、長期化要因をさらに検証していくとともに、長期化要因を解消するために必要な施策についても総合的に検討していくとしているが、施策の検討に当たっては、迅速化を進めるあまりに審理の適正・充実という観点が見落とされないように十分留意すべきであり、人的・物的両面での司法基盤の拡充、整備の必要性の視点を欠いてはならない。また、基盤整備に加えて、必要な制度の改善についても配慮が必要である。

第2 民事事件

一 概況に関する意見

- 1 本件調査期間である平成20年1月1日から同年12月31日までの間に終結した事件(19万9523件)のうち、審理期間が2年を超える事件の割合は、3.6%(いわゆる過払金返還訴訟の影響を一定条件で取り払うと、5.6%)であり、2年超の事件の数は、平成16年9206件、平成18年7931件、平成20年6848件であり、長期化する事件数は減少していると指摘されている。また、平均審理期間は6.5ヶ月であると報告され

ている。もっとも、2年超の事件が全体で占める率で比較すると、平成16年が6.0%、平成18年が5.5%であるから、短縮化傾向は認められないとされた。

- 2 第3回報告書においては、裁判所の執務態勢等に関する長期化要因として、裁判官等の不足により、裁判官等が多数の事件を抱えて繁忙な状態にある可能性があること、専門的知見の取扱いや法的調査のための態勢が不足している可能性があること、合議体による審理の活用が不足している可能性があること、法廷等の物的態勢の不足等が指摘されている。この点は、弁護士ヒアリングで顕著に指摘されたことであり、裁判所の執務態勢にも長期化要因があるとして目が向けられたことは、評価できるものである。今後はこれらの執務態勢についてもさらに深い検証と分析を進めるべきである。
- 3 なお、今回の検証において、過払金返還訴訟の影響を取り払った検証を行っている部分があるが、裁判所の人的・物的基盤整備及び執務態勢の改善を求める観点からは、過払金返還訴訟が実際に負担となっていると思われるので、この類型を含めた上で、裁判官の手持ち件数の増加や法廷等の設備不足を来たしていないかの検証も必要というべきである。

二 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する意見

- 1 第3回報告書は、これまで事件類型別に行ってきた長期化要因の検討を、より根本的・普遍的な検証に高めるため、長期化要因として、主に争点整理の長期化に関連する要因、主に証拠収集に関連する要因、専門的知見を要する事案に関連する要因、裁判所・弁護士の執務態勢等に関連する要因の4つに大別し、各要因の背景にあるより具体的なレベルの要因を抽出している。
- 2 これらの作業の中で、充実した適正な審理を行うためには、準備のために一定の期間を要せざるを得ない事項も明らかとなった。例えば、期日の間隔については、1ヶ月程度は必要であり、これ以上の短縮は、逆に、審理の充実の阻害要因となる恐れがあることが、裁判所、当事者双方の共通認識となっていることが報告されている。

三 争点整理の長期化に関連する要因の分析に関する意見

- 1 民事裁判の長期化要因として、争点整理に時間を要することが挙げられるが、争点整理一般が長期化していることを問題視し、これを短縮すべきだという観点からの検証作業が行われるべきではない。適正で充実した審理がなされるためには、争点整理に十分時間をかけるべき事案も多いことを考慮して検証すべきである。
- 2 集中証拠調べが定着している今日では、人証の取調べが過度に少なくなって

いる点や、尋問時間の行き過ぎた制限がある等の指摘もあり、適正で充実した審理を実現するとの観点から、争点整理と集中証拠調べのあり方についても検証をすべきである。

- 3 争点整理に向けた裁判官の姿勢は、当事者主義の原則を意識してか控えめであったこと等を指摘しながらも、裁判官が積極的な関与を行わなければ、争点整理が実質的に進行せず長期化する事案もあるとして、事案によっては裁判官による争点整理への積極的関与の必要性がある場合を指摘したことは、評価できる。

四 争点整理が長期化しがちな類型に関する意見

- 1 第3回報告書は、争点整理が長期化しがちな類型として、争点多数・当事者多数の事案、専門的知見を要する事案、先駆的で複雑困難な問題を含む事案（いわゆるハードケース）の3つを掲げた。
- 2 これらの事案に対応するには、個々の裁判官が忙しすぎることや裁判官の絶対数が不足しているとの認識を、多くの弁護士が指摘しており、裁判所の人的・物的態勢の整備を含めた対応が強く求められている。

五 証拠収集に関連する要因に関する意見

- 1 第3回報告書では、証拠が一方当事者に偏在していること、個人情報保護を理由として資料の提供を拒否される場合があること、刑事関係記録、労働災害調査等、別の手続で使用、作成された資料につき利用が制限される場合があること等が指摘されている。しかるに、現行制度だけでは証拠収集に困難のある状況自体は改まらないのである。従って、こうした困難性や証拠の偏在が審理の長期化要因となり、しかも審理の適正・公平・充実を妨げていることや、このような問題の解消と制度整備の必要性をより直截に指摘し、その実現に取り組むべきである。
- 2 契約書などの基本的証拠の不足や不存在が、長期化の要因と指摘されている。この点、代表例として挙げられる建築関係訴訟で、契約書がなく瑕疵の主張が多数ある場合を想定すると、争点整理に現場重視・現場主義の姿勢が乏しいことが問題点として浮かび上がる。

現在の制度上、現場での争点整理ができないため、争点整理を現場で行わず、準備書面や写真等の証拠に頼っている。そのため、裁判所による状況把握に余分な時間を要している面を否定できない。事実上であっても、裁判所自らが現場に出向けば改善が期待できるが、それも著しく少なく、執務態勢上、現場に出向く時間が取りにくいという問題があると思われる。さらに、正式な手続である検証の実施率も極めて低い。この点、検証調書の作成の負担が過重ではな

いか、作成に習熟した書記官が少ないのではないか、態勢の不十分さから裁判官が検証の採用を躊躇するのではないか等の指摘があり、審理の充実・迅速を図るためには、この観点からの検証が必要である。

- 3 証拠が一方の当事者に偏在する場合に、文書提出命令の当否の争いに時間を要する場合があり、これが長期化要因であるとの指摘は正しいものであって、証拠の偏在による審理の停滞を改善する取り組みを早急に行うべきである。
- 4 裁判所を通じて行われる文書送付嘱託や、弁護士法23条の2に基づく照会に対して、個人情報保護法等を理由とする回答拒否が行われる場合があり、訴訟遅延の原因であるとの指摘が行われた。この点も、裁判所からの調査嘱託等に対する回答義務を法律上明示するなどして、証拠収集を容易にする方策の検討を行うべきである。
- 5 労働災害の調査や刑事事件の捜査・公判など、別手続で作成・使用された資料について、送付嘱託を行っても拒絶される場合があるとの点も、行政庁が保管する文書（例えば納税申告書、労災関係の調査記録等）を、裁判所の判断で取り寄せることができるとするなどの制度整備が検討されるべきである。

六 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する意見

- 1 専門的知見を要する事件については、第一に、争点整理段階において、代理人を含む当事者や裁判所が専門的知見を有していないため、紛争の実態や争点の把握・理解が困難で、期間が長くなると指摘されている。
第二の要因として、専門的知見を補うために鑑定を実施する場合に、鑑定人の確保が困難で時間を要すること、確保できた場合でも、鑑定書を作成する時間がかかること、反論の鑑定の提出の機会を与えざるを得ないことから、鑑定を実施しない事件と実施した事件とを比較すれば、後者の平均審理期間が、明らかに長くなっているとされる。
- 2 専門的知見が不足する点に関し、裁判所側の態勢としては、合議体による審理を活用し裁判体の能力を向上させること、裁判体を側面からサポートする態勢の整備などが指摘されている。他方で、弁護士側にも、当該分野に習熟した弁護士が、専門的知見をサポートする態勢を確保した上で事件を担当した場合に、迅速な事件処理ができていない事例が紹介されている。
- 3 しかし、専門的知見を要する事件に関しては、その分野の専門部において審理を行い、その分野を専門とする弁護士が事件を担当することが迅速化に資するとして、短絡的にそのような方向を指向することは、適切でないというべきである。

なぜなら第一に、いわゆる専門部が設置できる地方裁判所は、現状では、東

京，大阪などの大都市か，せいぜい高裁所在地に限られると思われる。専門的知見を要する事件について大都市でしか裁判を受けられないというのでは，国民の裁判を受ける権利の保障に背馳する。現状でも，行政訴訟を地方裁判所本庁にしか提起できないことに対し，地方の支部所在地からの不満がある。大都市の専門部のほうが迅速な処理が行えるから，大都市まで出向いて欲しいといわれても，地方在住者には大きな負担であり，受け容れがたいことである。

第二に，特許訴訟に関しては，東京，大阪の専門部の設置と管轄権の創設によって審理の短縮化が進んだことが指摘されている。しかしこのことは，逆に，地方在住の者に特許訴訟の提起を断念させ，あるいは困難にしていけないか，結果的に，訴訟による紛争解決を遅らせるなどの弊害が発生していないか等という観点からの検証も実施すべきである。

- 4 なお，行政訴訟事件を，専門的知見を要する事件に分類することには疑問がある。国民生活に広く密着する行政の誤りを正そうとする目的の訴訟類型である以上，誰でも利用しやすい制度にするという発想が必要であると考えられる。

七 裁判所・弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する意見

- 1 第3回報告書は，専門的知見の取得や法的調査の態勢が不足していること，裁判官の繁忙状況が審理期間に影響を及ぼしている可能性があること，法廷等が不足している可能性があること等を指摘しており，裁判所の人的・物的設備の充実に向けて検証を進める方針が打ち出されたことは，高く評価できるものである。
- 2 裁判官の繁忙状況が審理期間に影響を及ぼす可能性があることは，実務感覚として首肯できるとしているが，これは弁護士ヒアリングで全国から指摘された問題であって，今後この点を検証する必要があるとしていることは，適切である。
- 3 民事訴訟の新受件数は増加しながら，裁判官数はほとんど増加していないといわれる状態では，裁判所の人的態勢は，絶対的に不足しているのではないかと思われる。

これまで当連合会は，いわゆる支部問題として，支部裁判官の執務態勢，人数などが，事件処理に大きな影響を及ぼしていることを指摘して来たが，今回の弁護士ヒアリングにおいて，支部に限らず一般的に裁判官が多忙で期日が入りにくいこと，特に，証拠調べ期日が，かなり長期の間隔を置かなければ入らない傾向が指摘された。

また，法廷が確保できないため証拠調べ期日が入らないこともある。この点は，調停事件においても，関係者の日程は調整できるのに，調停室が確保でき

ず期日が入れないなど、同様の問題が生じている。

これらのことから、裁判所の人的態勢のみならず、物的態勢の不十分さも、審理の長期化に影響していることが窺える。

- 4 また、第3回報告書では合議体の活用が指摘されている。合議体の拡充や積極的な活用により、裁判官の執務態勢を強化するとともに審理の充実化を図ることは、極めて有用である。その点で、同指摘は評価できる。また、裁判長や右陪席裁判官は単独事件も担当しているのが一般的であるから、合議体をより一層拡充するためには、その負担状況（手持ち事件数等）を検証したうえ、余裕をもって合議体の審理に関与できるよう、裁判所の人的態勢の拡充等を含め、単独事件の負担軽減を図るための施策を検討する必要がある。
- 5 物的充実を図る上では、家庭裁判所などで、深刻な感情的対立がある当事者が、廊下や調停室・和解室の前で鉢合わせにならざるを得ないケースなど、待合室の不足、幼少の子どもを抱えた当事者への配慮など、当事者の目線で裁判所の施設を見直す検証作業も必要と思われる。
- 6 他方、弁護士の執務態勢等に関しては、弁護士へのアクセスの遅れと、受任事件の多さ等で弁護士の負担が過重になっていることが、審理を長期化する要因となっている可能性があるとの指摘があった。

しかし、このうち弁護士会会務活動等を弁護士の多忙さ、ひいては長期化要因の一つにあげる点については、弁護士会会務は弁護士の社会的信頼の基礎であり、また実際にも多くの弁護士は、裁判や依頼者との相談にあてる時間を確保した上で、弁護士会会務等の公益活動に従事しているのであって、これを長期化要因の一つとしてあげるのは当を得たものではない。

アクセス面の問題は、各地方弁護士会で、所属弁護士に関する情報をホームページに掲載したり、自分たちの費用や人的負担でひまわり公設事務所の開設を行ったりして、改善の努力を行っている。

第3 専門的知見を要する訴訟

一 医事関係訴訟

第3回報告書では、第2回報告書で挙げた「専門的知見の不足による争点整理手続の長期化」と「鑑定の長期化」が主たる長期化要因であることを再度確認した内容となっており、一般論としては適切である。

具体的なデータや、弁護士ヒアリング、裁判官ヒアリングの結果を引用しつつ、上記2点の観点に加え、「証拠の偏在」や「感情的対立」にも言及している。今回指摘された医事関係訴訟の長期化要因の特徴は、指摘にかかる点につ

いては、いずれも正鵠を射たものである。

他方、訴訟関係者の専門的知見の不足を補うものとして第2回報告書で取り上げられた専門委員制度について、今回、十分な検討がなされているとは言い難い。第3回報告書では、人証調べを実施して判決で終局した事件における専門委員の関与の有無別の各手続段階の平均期間について、統計データにより、専門委員関与事件の平均争点整理期日回数が専門委員非関与事件よりも多くなっていることが指摘されている。検討として、特に高度な専門的知見が要求される事案では、その知見を補うために専門委員を選任した上で争点整理を行うことが多いと考えられ、そのような事案では主張する過失の構成や特定が難しいなどの理由により、争点整理期日回数が増加する可能性があるとしている。

確かに、専門委員制度を活用する事案が、もともと長期化しやすい事案であるとの指摘は一般論としては認められる。しかしながら、実際の専門委員制度の運用実態はほとんど検討されていない。専門委員制度の運用の仕方によっては、かえって長期化の要因となる可能性も否定できない。また、専門委員制度を積極的に活用できる裁判所と活用が困難である裁判所の事情について、相互比較がなされていないのは残念である。

さらに、医事関係訴訟の集中部についての検討が、(コラム)の形式をとってなされ、報告書の本文で検討されていないのは不十分である。集中部の設置されている全国10地方裁判所とそのほかの裁判所とで、医事関係訴訟の長期化要因について相違があるか否かを検討する必要があると思われる。

確かに、医事関係訴訟の審理については、(コラム)にて記載されており、集中部自体に医療に関する専門的知識や審理方法等に関するノウハウが蓄積され審理の充実や迅速化が図られていること、訴訟代理人等に対してもこれを情報発信しながら十分な意見交換を行うことが可能になり、円滑な訴訟活動が定着しつつあるという評価は肯定できる。

しかしながら、集中部の設置されていない裁判所の医事関係訴訟の審理の改善は置き去りにされているのではないかとの疑念がある。資料編4-1【図1】、【図2】は、集中部設置庁と全地裁の比較データであるが、これを集中部設置庁と集中部非設置庁との比較データで表すとその差は顕著となり、むしろ非設置庁での長期化が問題となるのではないかと思われる。

医事関係訴訟の長期化の要因として、裁判所間の格差が問題となり始めており、早急に十分な検討が行われ、対策が講じられないと、裁判の充実、迅速化の名目で、医事関係訴訟を大都市等の特定の裁判所に集約したため、態勢の整った裁判所でしか受け付けないという、本末転倒な誤った流れが生じてしまう

ことが危惧される。現実に、ある地裁の支部では、本庁に集中部が設置されたため、医事関係訴訟の審理が受けられないという状況も生じている。

すなわち、集中部設置という方策は、迅速化に資する面はあるかもしれないが、他方集中部設置などの策をとれない裁判所の機能不全等の負の面も看過しがたいものがある。

二 建築関係訴訟

第3回報告書においては、建築関係訴訟における長期化要因として、裁判所及び当事者に建築に関する専門知識がないこと、鑑定手続に時間を要すること、多数の瑕疵に関して膨大な争点が生じること、契約書等の客観的な証拠が存在しない事案が多いことなどが挙げられている。

建築関係訴訟においては、事案によって、専門委員の関与や鑑定手続により専門的知見を活用したうえで裁判官が適切な時期に争点整理を行うことにより、相当程度合理的な争点整理を行うことができるものと考えられる。

また、裁判官が、早い段階で積極的に現地や現場を見分することにより、明確な争点整理をすることができる場合も少なくないと考えられる。この点は弁護士ヒアリングにおいても指摘されたところである。しかし現実にはなかなかそのようなことはなされていない。このように、裁判官が検証期日を入れて現場に立ち会うことが少ない理由としては、既述のとおり、裁判官が繁忙であることや検証期日に必要な書記官等の配置等、人的態勢上の問題があるものと考えられる。

三 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の概況は、第2回報告書から大きな変化はない。すなわち、本件調査期間における平均審理期間は13.1月と、民事第一審訴訟全体(6.5月・過払い金を除くと8.1月)に比べると1.6倍から2倍となっている。これは、知的財産権訴訟の専門性、複雑性、特許庁の手続との輻輳等の事情に起因するものと考えられる。第3回報告書は、知的財産権訴訟の長期化の要因として、技術に関する専門的知見の必要性、争点が評価を伴う規範的要件に関する場合が多いこと、損害額等についての証拠の偏在があること、侵害訴訟と特許庁における無効審判手続の並進等の要因を挙げて分析しているが、概ね実態に沿う分析であると評価できる。

次に、経年変化を見ると、平均審理期間は、第2回報告書の12.1月から若干長くなっているものの、中長期的に見ると顕著な短縮傾向が見られる(平成11年の平均審理期間23.1月より43.3%短縮)。このような顕著な短縮化は、知的財産権訴訟は、多くの場合に双方に知財訴訟案件に精通した代

理人が就き（双方代理人選任率73.9%）、またバックに企業法務部・知財部等があって訴訟準備を行う態勢が整っていること、知財専門部の裁判官数も大幅に増え調査官もいること、証人尋問を要する事件が比較的少ないことなどの要因によるものと考えられる。このように、当事者サイド及び裁判所サイドでの人的態勢の充実が、審理期間の短縮化に大きく貢献していることが明らかになっている。これらに鑑みれば、知的財産権訴訟の迅速化は十分に達成されていると評価すべきである。

なお、専属管轄化等の管轄集中策については、審理期間短縮に寄与しているとの積極的評価が示されている。確かに、裁判所の人的リソースの集約という点では審理の充実・迅速化に資していることが認められるものの、管轄集中、特に専属管轄化については、東京、大阪以外の当事者及び代理人にとって大きなマイナスであることを見逃してはならない。知財関係訴訟の新受件数はここ5年低落傾向にあり、その原因は別途探求しなければならないが、管轄集中策がその一因となっていないかどうかを見極める必要がある。また、仮に管轄集中を知的財産権訴訟における裁判の充実・迅速化に関して積極的に評価するとしても、それは知的財産権訴訟の特殊性によるものであり、管轄集中の傾向を他の事件類型に及ぼすことには慎重であるべきである。

また、将来的には知財関係訴訟の審理を、せめて8高裁所在地の地裁で受けられることができるよう、裁判所の人的リソース拡充を図ったうえで、制度改革を検討すべきである。

四 労働関係訴訟

- 1 平成20年の平均審理期間（12.3月）が「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の平均審理期間（8.1月）の約1.5倍となっているが、特に「長期化」と評価する状況ではないと考えられる。その理由は、欠席判決や争いのない事件が少ないこと（例えば、対席事件が判決終局事件の89.6%、人証調べ実施率が39.3%、上訴率が39.3%など）、比較的短期間に終わる事件の相当数が労働審判（平成18年4月導入）に移行したと推測されること、人証調べを実施した事件に限って対比すると、民事第一審訴訟事件の平均とほぼ同じ平均審理期間であること、それに、後述のような労働事件の特殊性があることなどである。
- 2 労働関係訴訟は、解雇に関連する地位確認等請求事件、賃金未払に関連する賃金請求事件の他に、不当労働行為関連（解雇、配転、賃金差別等を含む）、差別事件関連（思想差別・性別差別等による賃金差別、昇級昇格差別、解雇等を含む）、就業規則の不利益変更や企業閉鎖・企業分割等の多様な事件が存在

する。いずれの事件についても、審理期間の長短及び内容の充実・適正の双方を考える上で、証拠の偏在や実質的な主張立証責任のあり方をどうするのが重要論点である。

3 労働審判手続についても、手続面・運用面はどうか、人的物的基盤はどうか、取扱い支部を増やすことはどうか等、様々な検証を重ねていくことが必要である。労働審判手続による判断に異議申立がされ、訴訟に移行した事件のその後についても、検証が必要である。

4 第3回報告書は、長期化要因として、争点に対する判断の質的・量的困難性、原告多数、立証の困難性、当事者間の対立の4点に整理して分析している。

(1) 争点に対する判断の質的・量的困難性

「規範的要件の中には、判断の困難なものが含まれること」「規範的要件に係る評価を根拠づける主要事実ないしその評価の障害となる主要事実として長期間にわたる多数の具体的事実が主張されること」の2点を挙げている。特に前者についての指摘は妥当である。

この点、「コラム 専門部等」において、2地裁の専門部及び6地裁の集中部の設置を積極的に評価しているが、これらの評価については、より多面的に分析する必要がある。

例えば、一つの部が、労働仮処分・労働審判・労働本訴のすべてを扱う場合、異議申立をしても、裁判官は違っても同じ部がまた扱うこととなり、実質的な異議申立の効果の点で疑問を生じる。「規範的要件や評価的概念のあてはめ」という特殊性もあり、専門部や集中部において、判断の硬直化の懸念も生じる。また、労働関係事件の全てを一つの部が扱うこととした場合、裁判官や書記官など人的な面でも、法廷や審理室など物的な面（数やスペース）でも、無理が生じていないかどうかという視点での検証も必要である。

(2) 立証の困難性

「長期間にわたる事実に関する客観的証拠の不存在や、証拠の偏在、不足により、当事者の訴訟準備の困難性が増加したり、人証調べの増加に結びついたりするなど、立証が困難であること」を指摘している。

証拠の偏在や不足は、立証の面だけでなく主張整理の面でも、労働者側に困難をもたらすことが少なくない。従って、労働者側に存する諸制約を踏まえ、使用者側の知悉している事項の早期主張の促進、文書提出命令制度の整備と活用など、裁判所の問題意識も重要である。この点、文書提出命令の申立件数やその判断結果、抗告の状況等は、審理期間の長短のみならず充実・適正の面で

重要な意味を持つにもかかわらず、今回も調査項目にあげられていない。この点は今後、検証すべきである。

(3) 当事者間の対立

第3回報告書は「当事者間の対立」としつつ、事実上労働者側についてだけ指摘しているが、対立感情に起因して論争対象が拡大し、長期化につながるケースは、使用者側の主張立証活動による場合も存するから、誤解をまねく懸念がある。

第4 刑事事件

1 刑事事件全般について

刑事訴訟においては、既に「迅速」が基本的にも実現されていることは、第1回及び第2回報告書に対する意見書で述べたところである。

そして、第3回報告書の調査期間において、刑事通常第一審事件の平均審理期間は、前回に比べ、全体で3.1月から2.9月へ、否認事件においては8.9月から8.4月へとさらに短縮され、2年超の事件も0.3%から0.2%に下がっていることが明らかになった。

したがって、刑事事件においては、むしろ、「適正、充実」な裁判の実現という課題の進展状況を検証することこそが重要になっている。

2 公判前整理手続の評価について

(1) 第3回報告書において、未だ過渡的な状況であることを考慮して、「1年内終局否認事件」という限定を設けるなど実のある比較検討をする工夫がなされ、また、断定的な結論を急がない姿勢が見られることは評価できる。

(2) しかし、今回の分析では、公判前整理手続及びそれを経た事件の公判審理が、「裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。」(迅速化法2条3項)という要請に応えるものになっているかどうかは全くわからない。公判前整理手続が新たに創設された制度であることからすれば、その検証は、「迅速化」の観点と同時に、上記法条に則り、「公正・適正」の観点が重視されなければならない。

(3) 第2回報告書に対する意見でも述べたとおり、公判前整理手続における被告人側の予定主張明示義務には、運用いかんでは予断排除原則や被告人の防御権との関係で問題がある上、裁判官が事実上心証を取ってしまうなど公判審理の先取りとなる危険性もある。また、検察官手持ち証拠の全面開示がなされなければ弁護人は事案を十分に把握した対応ができず、各手続段階の期間設定が短すぎれば十分な準備ができない。その関連では国選弁護人の複数選任も重要で

ある。さらに、自白の任意性等を巡る争いを最小限にとどめるためには取調べの全面的可視化が不可欠であるし、十分な防御活動を行えるようにするためには被告人の身体拘束からの早期解放が必要である。

また、公判前整理手続期間中には探知できなかった証拠や、防御上の判断から請求を差し控えた証拠等につき、公判段階での請求がどの程度認められているかという点も、適正で充実した審理を確保するためには、重要な検討事項である。

今後の検証に当たっては上記の観点を念頭に置くべきこと、そしてそれにふさわしい資料を集めることが必要である。

(4) もっとも、第3回報告書においては、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件の公判前整理手続の平均期間が年々長くなっていることが指摘され、さらに、公判前整理手続の平均回数が年々増加するとともに、公判前整理手続期日の間隔も若干長くなっている事実が示されている。この事実は、公判前整理手続が導入された当初の、過度に急ぐ運用が見直されてきていることを表すと評価することもできる。さらに、公判前整理手続終結まで、どの段階にどれだけの期間を要したかの内訳が明らかになれば、公判前整理手続のより正確な評価が可能になるものと思われる。

(5) 第3回報告書は、証拠開示に関する裁定が請求された事件に言及しているが、公判前整理手続の期間に及ぼす影響の視点に限られ、証拠開示が適正に行われているかについての問題意識が見られない。裁定請求の対象になった証拠及び検察官の開示拒絶理由、裁判所の裁定結果を調査・検討すべきである。また、弁護人の私選・国選別の分析は示されているが、同一被告人に付された弁護人の数には触れられていない。弁護人の数は迅速化の点でも審理の適正充実の点でも重要な事柄であり、調査を行うべきである。

(6) さらに、第3回報告書では触れられていないが、被告人側の予定主張明示義務の運用に関しては、弁護人の予定主張記載書面を巡る釈明論争の調査、自白の任意性を巡る争いの解決状況に関しては、証言や被告人質問以外の証拠のみにより判断がなされた事件の割合を調べれば有用な状況把握ができるとと思われる。保釈等により被告人が身体拘束から解放された段階、公判前整理手続で請求されず公判段階になってから請求された証拠の処理状況等の調査についても同様である。

第5 家事事件

1 第3回報告書で初めて家事事件について検討された。

本件調査期間において既済となった家事事件全体の4分の3を占める甲類審判事件の平均審理期間は1.1月、これについて件数の多い乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.3月、乙類審判事件及び乙類調停事件の平均審理期間は5月を超えるものの近年短縮化傾向にあること、いずれも約75%は受理から6月以内に終局していること、受理から終局までの期間が2年超の家事事件は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%と、僅かに留まることが明らかにされた。これによれば、家事事件は概ね迅速に処理されているといえる（後述する遺産分割事件についても同様に評価する）。

2 もっとも家事事件のうち遺産分割事件の平均審理期間は、本件調査期間においては12.2月と他の家事事件と比べて長く、受理から終局まで2年超のものも全体の1割強存在することが明らかになった。そのため、本報告において、遺産分割事件の審理期間の長期化に影響を及ぼす要因について特に分析が行われたが、その結果、様々な統計的な数字によって想定された、「前提問題等の関連事件待ち」、「付随問題についての調整」、「当事者多数」、「物件多数」、「特別受益・寄与分についての主張」、「感情的対立」が長期化要因となることが確認された。この分析結果は、家事事件に携わる弁護士の実感とも符合するところである。

3 過去20年間をみると、遺産分割事件の新受件数は著しく増加しているものの、平均審理期間は、平成5年のピーク時である18.7月から短縮傾向が続く、最近である本件調査期間においてはピーク時の3分の2（12.2月）にもなっていることが明らかにされた。民事の第一審訴訟（過払金等以外）の8.1月より長い、建築関係訴訟の15.6月（瑕疵主張のあるもの22.3月）、医事関係訴訟の24.7月と比べれば相当短く、遺産分割事件に関し手続の迅速化が進んでいることが見て取れる。しかし、その反面で、遺産分割事件の手続進行に関し、審理を長期化させる要因として挙げられた付随的問題の回避や特別受益・寄与分の主張の抑制、当事者の感情の軽視といったことがないよう留意すべきである。

4 なお、遺産分割事件や財産分与事件など預貯金等に関する調査を要する事件で、当事者が調査囑託を申し立てたところ、家庭裁判所から、調査は当事者が行うべきであるとして調査囑託の採用を拒まれたとの声を聞くことが少なくない。争点に関係のない事項に関する調査囑託の採用に応じないとするのはともかく、審理に必要な事項についてまで採用に消極的な態度を取っているとすれば、事件の解決を遅延させ、迅速化や適正充実の要請に反するものであり、是正されるべきである。なお、そのような対応の背景には、家事事件に関わる書

記官・事務官の多忙やその不足といった事情が存在する可能性があるので、この点の検証も必要である。上記のようなケースを含め、家事事件における証拠収集の実態について検証し、証拠収集方法等について、必要な整備をはかるべきである。

以上